

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	障害福祉課	検索番号	1 - 2
法令名	児童福祉法	根拠条項	58	
不利益処分	児童福祉施設の設置の認可の取消			
<p>(根拠規定)</p> <p>児童福祉法</p> <p>〔施設の設置認可の取消〕</p> <p>第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。</p> <p>〔最低基準の制定等〕</p> <p>第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。</p> <p>児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。</p> <p>児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>〔報告の徴収等〕</p> <p>第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p> <p>都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p>				